

令和元年度

監査結果に基づく措置状況集録

瀬戸市監査委員

令和元年度 監査結果に基づく措置状況一覧

実施年月	対象課名	改善、検討事項	措置結果公表日 (公告日)	備考	頁
R元9	情報政策課	1 改善事項(1)ア(ア)(イ)、イ(ア)(イ)、ウ(ア)、(2)ア(ア)	R元.11.29		1
	社会福祉課	1 改善事項(1)ア	R元.10.30		3
	下水道課、 浄化センター管理事務所	1 改善事項(1)ア、(2)ア	R元.10.30		4
10	税務課	1 改善事項(1)ア	R元.11.29		6
	高齢者福祉課	1 改善事項(1)ア、(2)ア(ア)(イ)(ウ)、(3)ア、(4)ア、(5)ア、2 検討事項(1)ア、3 注意事項(1)ア、(2)ア(ア)(イ)、(3)ア	R02.5.8		7
	図書館	1 改善事項(1)アイ	R元.12.27		11
11	出納室会計課	—	—		—
	財政援助団体 瀬戸市スポーツ協会	1 改善事項(1)ア、2 検討事項(1)、3 注意事項(1)ア(ア)(イ)、(2)ア(ア)(イ)、イ(ア)(イ)、ウ(ア)(イ)	R02.4.1	所管課: スポーツ課	12
	工事監査	—	—		—
12	国保年金課	1 改善事項1(1)	R02.2.28		16
	小中学校等7校	1 改善事項(1)ア、2 検討事項(1)ア	R02.2.28	所管課: 学校教育課、 学校政策課	17
	水道課 浄水場管理事務所	1 改善事項(1)ア	R02.2.28		19
1	まちづくり協働課	1 改善事項(1)ア(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)、(2)、(3)ア	R02.3.30		20
	子ども未来課	1 検討事項(1)ア(ア)(イ)(ウ)(エ)、(2)アイウエ	R02.5.8		23
	建設課	1 改善事項(1)	R02.2.28		25
2	産業政策課	1 改善事項(1)、(2)	R02.4.1		26
	保育課	1 検討事項(1)ア(ア)(イ)(ウ)(エ)(オ)(カ)(キ)	R02.7.1		28
	消防本部消防課	1 検討事項(1)アイ	R02.3.30		30
3	都市計画課	1 改善事項(1)ア、(2)ア(ア)(イ)(ウ)(エ)	R02.6.3		31
	保育園(合計4園)	1 検討事項(1)ア	R02.7.1	所管課: 保育課	33
	財政援助団体 瀬戸市自治連合会	1 検討事項(1)	R02.6.3	所管課: まちづくり協働課	34

* 工事監査 瀬戸市立小中一貫校建設(建築)工事

* 小学校 (陶原、東山、萩山、西陵、八幡、掛川小学校)

* 中学校 (品野中学校)

* 保育園 (幡山東保育園、幡山南保育園、原山保育園、八幡保育園)

改善事項の措置通知（経営戦略部：情報政策課）

監査期間 令和元年 8月 1日から
令和元年 9月24日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書（統合内部情報システム保守）</p> <p>(ア) 契約約款の第6条で、独占禁止法の第8条第1号が第8条第1項第1号と、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。</p> <p>(イ) 契約約款の第13条で、瀬戸市長期契約を締結できる契約を定める条例の適用条項が誤っている。</p> <p>イ 業務委託契約書（住民情報システムサポート）</p> <p>(ア) 契約約款の第6条で、独占禁止法の第8条第1号が第8条第1項第1号と、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。</p> <p>(イ) 契約約款の第13条で、瀬戸市長期契約を締結できる契約を定める条例の適用条項が誤っている。</p> <p>ウ 賃貸借契約書（住民情報システムソフトウェア）</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 統合内部情報システム保守、住民情報サポートの業務委託契約書及び、住民情報システムソフトウェアの賃貸借契約書における契約約款の誤った条項を是正し、変更契約を行いました。あわせて、指摘事項以外の契約書につきましても確認し、36件中同様の誤りが見受けられた11件を是正し、変更契約を行いました。</p>

<p>(ア) 契約約款の第5条で、独占禁止法の第8条第1号が第8条第1項第1号と、刑法の第96条の6が第96条の3と記載されている。</p> <p>ここに挙げた点については、前回の定期監査において指摘をした注意事項、または、平成30年度に文書において是正指導を行ったところであるが、同様の誤りがないか他の契約書の内容を確認し、法令等を確認のうえ、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 財産管理事務</p> <p>ア 備品管理</p> <p>(ア) デジタルリサーチパークセンターに設置されている備品がすべて情報政策課になっている。(100件)</p> <p>前回の定期監査で、設置場所が異なることを指摘したところであるが、財産管理事務は、台帳に記載した財産が個別に特定するため、設置場所や、物品番号等の正確な表示、同じ物品が多数存在する場合は別台帳で容易に財産を特定できる工夫をするなど、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>(2) デジタルリサーチパークセンターに設置されている備品がすべて情報政策課となっていたものについて、修正登録し是正いたしました。</p>
---	--

改善事項の措置通知（健康福祉部：社会福祉課）

監査期間 令和元年8月 1日から
令和元年9月24日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項 (1) 契約事務 ア 業務委託契約書（訪問入浴サービス事業委託） 契約書の内容が、行政課の示す標準契約書の内容となっておらず、また、当該契約は、単年度で契約締結すべきであるが、契約の更新の条文があり自動更新となっている。 平成30年度に行政課から各課（公所）長宛てに発出された契約事務に関する是正通知をもとに、法令等を確認のうえ、行政課の示す平成31年4月改正の標準契約書を参考にし、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項 (1) ア 行政課の示す標準契約書に改め、自動更新ではなく単年度契約に契約を締結するよう改善します。</p>

改善事項の措置通知（都市整備部：下水道課）

監査期間 令和元年8月 1日から
令和元年9月24日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項 (1) 経理事務 ア 下水道事業受益者負担金減免事務</p> <p>瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則第10条において、減免を行う際には、国や地方公共団体に係る減免を除き、減免を受けようとするものから申請を受けた上で決定をしなければならないところ、減免の申請を受けずに減免がなされていた。</p> <p>関係する例規を再度確認し、事務実態と規則の整合を図る等、見直しに関する検討を行った上、適正かつ効率的な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 契約事務 ア 業務委託契約書（西松山町地区舗装復旧実施設計その3業務委託）</p> <p>法令及び瀬戸市契約規則により、入札を行った上で契約を行うべき契約であるが、随意契約により契約が行われていた。</p> <p>また、瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により契約結果調書の公表対象案件であるが、公表がなされ</p>	<p>1 改善事項 (1) ア 下水道事業受益者負担金減免事務において、瀬戸都市計画下水道事業受益者負担金条例施行規則を、事務実態に則した規則に見直すことにより、適正かつ効率的な事務となるよう改善します。</p> <p>(2) ア 入札及び契約事務を行う際、関係法令及び瀬戸市契約規則等を、担当及び係長が、都度確認することを徹底します。また、同様に、行政課作成の既存資料である「入札（見積徴収）契約事務フロー」を確認し、「入札（見積）契約書類作成における主な注意事項」についても活用することを徹底し、適切な事務を行うよう改善します。</p>

ていなかった。

関係する法令等を確認の上、他の業務についても再度確認を行い、適切な事務処理を執り行うよう改善されたい。

改善事項の措置通知（市民生活部：税務課）

監査期間 令和元年 9月 2日から
令和元年10月23日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 財産管理事務</p> <p>ア 備品登録されているが備品が見当たらないもの。</p> <p>物品番号 000751 書庫 ITO ST1202P アレンジャー 物品番号 011246 イトーキ KG635 事務椅子</p> <p>前回の定期監査において、注意事項として指摘したところであるが、今回も同様の指摘となったため、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 財産管理事務</p> <p>ア 所在不明のため、備品登録を削除しました。</p>

改善、検討及び注意すべき事項の措置通知（健康福祉部：高齢者福祉課）

監査期間 令和元年 9月 2日から
令和元年10月23日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1)経理事務</p> <p>ア 地域支援事業利用者負担金で、利用者が入金しているにもかかわらず、5月31日納期限の歳入の多数が未納の状態となっていた。原因を究明するとともに、他の歳入についても再度確認を行った上、今後同様の事象が発生することがないように、すみやかに再発防止策を講じられたい。</p> <p>(2)契約事務</p> <p>ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(ア) 契約事務に誤りがあり、入札参加者指名審査委員会に諮る対象の案件であるが、諮られていない。</p> <p>(イ) 消費税等改定の影響を受ける</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1)経理事務</p> <p>入金確認について、事務処理の流れを明確化するとともに、ゆうちょ銀行振込分については、一係で一括して確認処理を行うことにより、入金確認漏れがないよう改善をしました。</p> <p>(2)契約事務</p> <p>ア 契約事務</p> <p>(ア) ご指摘を受けた配食サービス事業事務委託については、令和2年度分の事業者選定から、入札参加者指名審査委員会に諮る対象の案件として、適正に契約事務を行いました。</p> <p>(イ) 消費税等改定の影響を受ける変更契約は、指摘された後に行いました。</p> <p>(ウ) 契約書の契約金額に記載していた「消費税及び地方消費税を含む。」の文言を削除し、修正をしました。</p> <p>(エ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表について、取扱要領に従い、</p>

<p>契約であるため、10月1日付けで変更契約を行うべきものであるが、行われていない。</p> <p>(ウ) 法令により消費税が非課税の対象となる契約であるが、契約書の契約金額には「消費税及び地方消費税を含む。」とされている。</p> <p>(エ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。</p> <p>(3) 指定管理事務</p> <p>ア 老人憩いの家管理</p> <p>基本協定書第7条第1項により、市に所有権が帰属する備品の取得を指定管理者が行っているが、市の備品台帳に登録がされていない備品があった。また、同条第3項で指定管理者に義務付けられている備品についての定期異動報告がなされていない。市の所有する備品は、市民の貴重な財産であることから、協定書で定められた備品の管理につき再度確認を行い、指定管理者を適切に指導監理するよう改善されたい。</p> <p>(4) 補助金等交付事務</p> <p>ア 成年後見制度利用支援事業助成金</p> <p>当該助成金の交付について、行政処分であるとの認識のもと、助成金決定通知書の様式に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がなされているが、瀬戸市行政手続条例に基づく事務が行われていなかった。関係法規及び行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事</p>	<p>令和2年2月19日に公表しました。</p> <p>(3) 指定管理事務</p> <p>ア 老人憩いの家管理</p> <p>市は指定管理者が購入した備品について所有権が帰属するため、市の備品台帳に登録することといたしました。また、毎年度提出していただく「瀬戸市開発公社(施設管理)管理業務報告書」の中に、利用者年間集計表のほか、備品台帳リスト及び消耗品費一覧表も提出するよう、適切に指導監理を行いました。</p> <p>(4) 補助金等交付事務</p> <p>ア 成年後見制度利用支援事業助成金</p> <p>成年後見事務の主管課である社会福祉課と連携し、行政処分に当たらないと判断したため、令和2年上半期に尾張東部圏域5市1町の自治体と要綱の修正に向けて調整する予定としています。その結果、要綱の一部改正をする事務を行う予定としています。</p>
--	--

<p>務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(5)庶務関係</p> <p>ア 現金・金券等保険関係</p> <p>金庫の中に、過去の当該部署共有フォルダをコピーしたUSBメモリが保管されていた。情報資産については、瀬戸市情報セキュリティポリシーに基づく適切な管理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1)補助金等交付事務</p> <p>ア 民間社会福祉法人補助金</p> <p>補助金の交付要綱が定められているが、要綱の補助対象事業に定義されている引用法令に、該当する条項がない状態となっていた。また、現在交付している補助金について、算定の根拠が明確になっていない状態となっていた。税を原資とする市の補助金については、公平性や透明性、正確性の観点から明確な算定根拠による説明責任が求められるため、要綱に基づく明確な算定根拠をいつでも示すことができるよう、事務の見直しを検討されたい。</p> <p>3 注意事項</p> <p>(1)経理事務</p> <p>ア 歳入関係</p> <p>社会福祉使用料の「職員駐車場使用料は、瀬戸市職員等の市施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱第8条において使用月の末日までに納入しなければならないと定められているが、翌月に入金がされている施設がある。(老人憩いの家、水野</p>	<p>(5)庶務関係</p> <p>ア 現金・金券等保険関係</p> <p>USBメモリに保管されていたデータを消去し、瀬戸市情報セキュリティポリシーに基づき、適切に廃棄処分をしました。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1)補助金等交付事務</p> <p>ア 民間社会福祉法人補助金</p> <p>指摘された内容を踏まえ、社会福祉課が主管する業務に係る箇所が含まれるため、社会福祉課にて要綱の一部改正をする予定としています。</p> <p>3 注意事項</p> <p>(1)経理事務</p> <p>ア 歳入関係</p> <p>要綱第8条において定められた使用月の末日までの期限に変更しました。</p>
--	--

<p>在宅福祉センター)</p> <p>(2)財産管理事務 ア 備品管理 (ア) 備品登録されているが備品が見当たらないもの。 物品番号1072 HTA213TTTE HTT219HMSTE保管庫スライドタイプ 物品番号1124 富士通 ビブロNE336、マウス、ノートパソコン(ヘルパーステーションせと) 物品番号100057 マッサージ機 パナソニック EP-1210P 物品番号100058 マッサージ機 パナソニック EP-1210P</p> <p>(イ) 設置場所の表示が実際の設置場所と異なっており、かつ備品シール等による管理がされていないもの。 物品番号1304 ウチダ 712-2000 R-10 ビリヤードセット 物品番号144 ヨド YM-1554.6 物置 物品番号929 シンポ RK-88 電動ロクロ 物品番号879 ホウトク 千曲川 応接セット</p> <p>(3)庶務関係 ア 臨時職員関係 休暇簿で、前年度からの繰り越し日数が記入されておらず、当年度の休暇付与日数がわからないもの(6人分)</p>	<p>(2)財産管理事務 ア 備品管理 (ア) 物品番号1072、1124、100057、100058の物品は、すべて廃棄登録を行いました。</p> <p>(イ) 物品番号1304、144、929、879の物品に、備品シールを貼付しました。</p> <p>(3)庶務関係 ア 休暇簿に記載されていなかった、前年度からの繰り越し日数及び今年度の休暇付与日数を記載しました。</p>
---	--

改善事項の措置通知（教育部：図書館）

監査期間 令和元年 9月 2日から
令和元年10月23日まで

第5 監 査 結 果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書(瀬戸市立図書館警備業務委託)</p> <p>(ア)契約約款に、契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。</p> <p>(イ)契約約款に、談合その他不正に係る条項がない。</p> <p>イ 業務委託契約書(瀬戸市立図書館電算システム利用・機器保守)</p> <p>(ア)契約約款に、暴力団排除に関する条項がない。</p> <p>ここに挙げた点については、平成30年度に文書において是正指導を行ったところである。契約制度総括部署が示す契約約款の内容を参考にし、法令等を確認のうえ、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 業務委託契約書(瀬戸市立図書館警備業務委託)</p> <p>契約相手方と覚書にて(ア)契約規則第30条第3項に基づく違約金条項、(イ)談合その他不正に係る条項を追記し、合意確認を行いました。</p> <p>イ 業務委託契約書(瀬戸市立図書館電算システム利用・機器保守)</p> <p>契約相手方と覚書にて(ア)暴力団排除に関する条項を追記し、合意確認を行いました。</p>

指摘事項の措置通知（地域振興部：スポーツ課）

監査期間 令和元年10月1日から
令和元年11月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 瀬戸市スポーツ協会の運営預金口座として、運営用預金口座と事業用預金口座の2口座を持っているが、各預金口座の時点残高の正確性を把握するための出納簿がなく、決算時以外で協会内でのチェックが行われていなかった。</p> <p>適正な経理と正確な残高を把握するために必要な出納簿等を作成した上、経理担当者だけでなく、協会内で常にチェックすることができる内部統制環境を整えられたい。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) スポーツ課においては、瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第2条にて、補助対象経費は「事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が定める経費」とされているが、補助対象経費の明確な算定根拠が作成されていなかった。</p> <p>また、瀬戸市スポーツ協会においては、市の補助対象となってい</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 各預金口座別の出納簿を作成しました。また、出納簿と預金口座残高の確認をするため、毎月末、協会内で決裁をとることとしました。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 補助対象経費の算定根拠を定め、瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第3条に明記しました。</p> <p>瀬戸市スポーツ協会の加盟団体助成事業については、公平性、透明性の観点から、近隣及び関係団体の算定基準等を調査し、その現状を踏まえたうえで、新たに各加盟団体と協議の場を設けて、定めてまいります。</p>

る事業である各加盟団体への助成事業の一部で、助成金の明確な算定根拠が作成されていなかった。

市の補助金は、公益上必要があると認められたことにより交付されていることから、その利用にあたっては、公平性や透明性等が求められる。

市民に向け、説明責任を果たすことができるよう検討されたい。

3 注意事項

(1) スポーツ課

ア 補助金交付等に関する一連の事務

(ア) 平成30年度分実績報告書について、瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第13条に定められている、事業終了後30日以内に受領しておらず、令和元年5月29日に受領している。

(イ) 瀬戸市スポーツ協会補助金の補助対象事業である加盟団体育成事業で、交付した加盟団体からの事業報告書の一部に不備があるまま、実績報告書を受領している。

(2) 瀬戸市スポーツ協会

ア 市への補助金請求及び受領に関する一連の事務

(ア) 平成30年度分実績報告書について、瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第13条に定められている、事業終了後30日以内に提出しておらず、令和元年5月29日

3 注意事項

(1) スポーツ課

ア 補助金交付等に関する一連の事務

(ア) 瀬戸市スポーツ協会補助金交付要綱第13条の事業終了の表現があいまいなため、期日を定めました。

(イ) 加盟団体から瀬戸市スポーツ協会へ提出する書類に不備がないように提出させました。

(2) 瀬戸市スポーツ協会

ア 市への補助金請求及び受領に関する一連の事務

(ア) 事業終了日に認識の相違があったため、来年度からは、新しく明記された期日までに提出します。

<p>に提出している。</p> <p>(イ) 瀬戸市スポーツ協会補助金交付事業である加盟団体育成事業で、助成金を交付した各加盟団体からの事業報告書に領収書の写しが添付されていない団体がある。 (5団体)</p> <p>イ 団体運営関係事務（組織、会議、会計）</p> <p>(ア) 事業用預金口座の利息が、計上されていない。</p> <p>(イ) 瀬戸市スポーツ協会の職員退庁後に、公印保管場所が施錠されていない。</p> <p>ウ 団体運営事務（経理）</p> <p>(ア) スポーツ教室開催事業（歳出科目：2款1項1目）で、窓口で收受した参加者受講料を各加盟団体に支出する際に、スポーツ安全保険料を控除した額を支出しているが、瀬戸市スポーツ協会は、スポーツ安全保険料を別途他教室のものとまとめて支払いをしているため、適切に支払いがなされたことが容易に確認できない。</p> <p>(イ) 大会開催事業（歳出科目：2款1項2目）で、参加申込みを受け、大会参加費を收受しているが、当日收受金額確認後に、申込書を各加盟団体へ送付してしまうため、後日</p>	<p>(イ) 各加盟団体からの事業報告書に領収書の写しが添付されていない団体に領収書を提出させました。</p> <p>イ 団体運営関係事務（組織、会議、会計）</p> <p>(ア) 事業用預金口座の利息を雑入（歳入科目：3款2項1目）へ計上しました。</p> <p>(イ) 公印は金庫内に保管することとしました。</p> <p>ウ 団体運営事務（経理）</p> <p>(ア) 教室参加者受講料とスポーツ安全保険料を分けて支出することとし、名簿を添付して保険料の対象者を明確にしました。</p> <p>(イ) 大会参加費收受金額確認後、各加盟団体へ申込書を送付し、大会終了後に大会参加申込書を瀬戸市スポーツ協会にて保管することとしました。</p>
---	--

<p>適正な件数金額で収受できていたのか確認できない。</p>	
---------------------------------	--

改善事項及び検討事項の措置通知（健康福祉部：国保年金課）

監査期間 令和元年11月 1日から
令和元年12月24日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) ゆうちょ銀行で入金された国保料で、被保険者が入金しているにもかかわらず、催告状を送付し、重複納付を促してしまった。</p> <p>原因を究明するとともに、他の歳入についても再度確認を行った上、今後同様の事象が発生することがないように、すみやかに再発防止策を講じられたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 原因は次の2点です。</p> <p>ア 通常領収済通知書を受けない職員が受け取り、処理方法が分からないにもかかわらず、他の職員に処理方法を確認せず、未処理のまま機の引き出しに保管してしまった。</p> <p>イ 領収済通知書と振替払出明細票を照合する事務を行っていなかった。</p> <p>他の歳入について、ゆうちょ銀行の入金確認が漏れ、重複納付を促す事例はないことを確認しました。</p> <p>今後同様の事象が発生しないよう「ゆうちょ銀行簡易書留（08-0896分）管理簿」を作成し、振替受払通知票の受け取りから処理の完了までを管理するとともに、振替払出明細票の照合も確認するよう事務を改善しました。（別紙1）</p>

改善事項及び検討事項の措置通知（教育部：教育政策課及び学校教育課）
 対象小中校：陶原、東山、萩山、西陵、八幡、掛川小学校、品野中学校

監査期間 令和元年11月 1日から
 令和元年12月24日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 防災対策</p> <p>ア 自動火災報知設備の点検結果について、2回連続して「不良」の指摘を受けていた。（八幡小学校）</p> <p>自動火災報知設備は、火災の発生等を知らせるとともに建物内のベルを鳴らし、避難と初期消火活動を促す設備であり、火災が発生した際における人命に関わる極めて重要な設備であるという認識に立ち、早急に設備の不良を解消されたい。</p> <p>2 検討事項</p> <p>(1) 防災対策</p> <p>ア いずれの学校についても、消防計画書の条項に「別表4の「防火対象物維持台帳」に記録しておくものとする。」とあるにもかかわらず、別表4「防火対象物維持台帳」が作成されていない。</p> <p>別表4「防火対象物維持台帳」の必要性を精査し、</p>	<p>1 改善事項（教育政策課）</p> <p>(1) 防災対策</p> <p>ア 八幡小学校にて自動火災報知設備の点検を実施し、「不良」となった火災報知設備については、設備を交換し、取り付け不良の物は取り付け直しました。</p> <p>2 検討事項（学校教育課）</p> <p>(1) 防災対策</p> <p>ア 消防法第2条第2項によると「防火対象物」とは主に建築物を指す言葉であり、今回の場合、学校の校舎そのものを指しています。</p> <p>消防計画書において、別表4「防火対象物維持台帳」は不要であると考えられるため、全</p>

<p>整合性のとれた消防計画書となるよう検討された。</p>	<p>学校の消防計画書から別表4「防火対象物維持台帳」に関する記述を削除しました。</p>
--------------------------------	---

改善事項の措置通知（都市整備部：水道課・浄水場管理事務所）

監査期間 令和元年11月1日から
令和元年12月24日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 経理事務</p> <p>ア 支出負担行為決議書</p> <p>報償費の支払いの一部で、法令により定められた源泉徴収事務が行われていないものが見受けられた。</p> <p>今回指摘した事例のみでなく、他の源泉徴収事務についても再度関係法令の確認を行うとともに源泉徴収事務の所管部署へ確認を行い、法令に基づく適切な源泉徴収事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 源泉徴収事務の所管部署である会計課職員とともに、尾張瀬戸税務署で当事務について確認をしたところ、明言はされないものの源泉徴収の対象となる給与所得には該当しないと判断できる内容であった。</p> <p>当収入が給与所得ではないことが明確となるように、瀬戸市水道水モニター要領を修正し、今後は源泉徴収を行わないこととしました。</p>

改善事項の措置通知（市長直轄組織 まちづくり協働課）

監査期間 令和元年12月2日から
令和2年1月28日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において、次のとおり、不適切な事項が見受けられた。</p> <p>今回抽出監査した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(ア) 契約書に暴力団排除等に係る条項がない</p> <p>(イ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。</p> <p>(ウ) 契約の条件となっている書類が契約書に添付されていない。</p> <p>(エ) 履行遅延違約金の規定が瀬戸市契約規則の規定と異なっている。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>(ア) 地域交流センター生涯学習事業委託契約書中、暴力団排除等に係る条項を追加することとしました。</p> <p>(イ) 平成31年度公民館浄化槽維持管理業務委託契約（50万円を超える契約）について、契約結果調書を作成し、契約総括部署（行政課）へ提出しました。</p> <p>(ウ) 平成31年度公民館浄化槽維持管理業務委託契約における契約の条件となっている書類（見積書）の添付ではなく、仕様書中に該当する金額を記載することとしました。</p> <p>(エ) 平成31年度公民館浄化槽維持管理業務委託契約における履行遅延違約金の規定については、瀬戸市契約規則の規定に修正することとしました。</p>

<p>(オ) 消費税等改定の影響を受ける契約であるため、10月1日付けで変更契約を行うべきものであるが、行われていない。</p> <p>(2) 指定管理事務及び財産管理事務</p> <p>基本協定書に基づき作成された指定管理者の備品台帳に、市から貸与している備品が掲載されていない施設があった。また、指定管理者の備品台帳の番号と、市の備品台帳の番号との関連付けが行われていないため、備品の特定が困難な状態となっていた。さらに、基本協定書に基づき指定管理者から報告を受けた備品購入金額と、市の備品台帳に登録されている金額が一致しないものが見受けられた。</p> <p>市の所有する備品は、市民の貴重な財産であるため、指定管理者とともに、適切な備品管理を行うよう改善されたい。</p> <p>(3) 補助金交付事務</p> <p>ア 瀬戸市地域力向上推進補助金</p> <p>前回監査時に改善指摘を行ったものであるが、補助金交付要綱第5条に補助対象期間の始期として定められている補助金交付決定日より前に実施された事業に対し、補助対象として認定しているものがあった。</p> <p>補助金交付要綱を再度確認</p>	<p>(オ) 平成31年度公民館浄化槽維持管理業務委託契約について、変更契約を行いました。</p> <p>(2) 指定管理事務及び財産管理事務</p> <p>地域交流センター等、指定管理委託をしている施設の指定管理者に対し、センター長会議を通じ、現状の備品の確認並びに備品シールの貼付等及び備品台帳の整備を依頼し、備品の特定が困難な状態を解消することとしました。</p> <p>(3) 補助金交付事務</p> <p>ア 瀬戸市地域力向上推進補助金</p> <p>補助対象期間の定めについて、交付日以降の活動を対象とするのではなく、当該年度当初からの活動を補助対象とする要綱改正を行うこととしました。</p>
--	---

<p>し、実態と補助交付要綱の整合を図る等、見直しに関する検討を行った上、適正かつ効率的な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	
---	--

改善事項の措置通知（健康福祉部：こども未来課）

監査期間 令和元年12月 2日から
令和2年 1月28日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事務が見受けられた。</p> <p>今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(ア) 施行伺いが、行われていない。</p> <p>(イ) 契約書に契約保証金に関する事項の記載が見当たらない。</p> <p>(ウ) 履行遅延違約金の規定が瀬戸市契約規則の規定と異なっている。</p> <p>(エ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されてい</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア ご指摘を受けた契約事務以外でも令和元年度予算の契約事務44本について再度点検・見直しを行い修正しました。</p> <p>(ア) 施行伺いが無かった契約について、作成しました。</p> <p>(イ) 令和2年度契約より契約保証金免除と根拠規定を記載するよう契約書を修正しました。</p> <p>(ウ) 履行遅延による違約金の規定を瀬戸市契約規則第32条の内容に修正しました。</p> <p>(エ) 契約結果調書の提出が漏れていた契約について、提出しました。</p>

<p>ない。</p> <p>(㊦) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約であるにもかかわらず、随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書が作成されていない。</p> <p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>ア 瀬戸市病児・病後児一時預かり援助活動補助金</p> <p>イ 瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金</p> <p>ウ 瀬戸市子ども会連絡協議会事業補助金</p> <p>エ 瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金</p> <p>補助金の交付について、行政処分であるとの認識のもと、補助金要綱の様式に行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示がなされているが、実際に通知した交付決定通知書には、当該教示の表示はなく、瀬戸市行政手続条例に基づく事務も行われていなかった。</p> <p>行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>(㊦) 随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書の提出が漏れていた契約について、提出しました。</p> <p>(2) 補助金等交付事務</p> <p>行政救済制度総括部署に確認を行い、「イ 瀬戸市地域子ども会活動助成事業補助金」及び「ウ 瀬戸市子ども会連絡協議会事業補助金」については、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示は不要であるとの確認ができましたので、今後交付する文書には、当該教示を削除しました。</p> <p>また、「ア 瀬戸市病児・病後児一時預かり援助活動補助金」及び「エ 瀬戸市放課後児童健全育成事業費補助金」については、教示が必要であることが確認できましたので、行政救済制度総括部署に申請手続きを行うとともに要綱改正を行い、今後交付する文書には、当該教示を表示しました。</p>
---	---

改善事項の措置通知（都市整備部：建設課）

監査期間 令和元年12月2日から
令和2年1月28日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 愛・パーク管理業務委託</p> <p>契約書に暴力団排除の条項と契約規則第30条第3項に基づく違約金条項がない。</p> <p>このことについては、平成30年度に文書において是正指導を行ったところであるが、同様の誤りがなにか他の契約書の内容を確認し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>次年度以降の契約に対応するため、業務委託契約書の内容を見直し、暴力団排除条項及び契約規則第30条第3項に規定する違約金条項を追記改善しました。</p> <p>なお、他の契約書については、指摘事項に該当するものではありませんでした。</p>

改善事項の措置通知（地域振興部：産業政策課）

監査期間 令和2年1月 6日から
令和2年2月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 企業立地促進条例に基づく奨励事業者の指定並びに指定に基づく立地促進奨励金の交付及び雇用促進奨励金の交付等は、行政処分として行政救済制度総括部署へ報告がなされ、情報公開されているが、当該指定等に係る相手方への通知文書に行政不服審査法及び行政事件訴訟法の教示がなされていなかった。</p> <p>今回監査対象とした当該奨励金のみでなく、他の業務についても関係法規を再度確認するとともに行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 基本協定書第23条第4項で指定管理者に義務付けられている備品台帳の備え付けがなされていなかった。</p> <p>また、指定管理者へ貸与している備品について、その管</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 立地促進奨励金及び雇用促進奨励金の指定等に係る相手方の通知文書に行政不服審査法及び行政事件訴訟法の教示文を追加し、交付決定通知書等の様式を変更しました。</p> <p>他の業務については、適正に事務が執り行われていることを確認しました。</p> <p>(2) 指定管理者に備品台帳を備え付けるように改善するとともに、適正な管理を行うように指導を行いました。</p>

理状況に不適切なものが見受けられた。

市の所有する備品は、市民の貴重な財産であるため、指定管理者とともに適切な備品管理を行うよう改善されたい。

改善事項の措置通知（健康福祉部：保育課）

監査期間 令和2年1月6日から
令和2年2月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 前回の定期監査において、注意事項として指摘したところであるが、今回も同様の指摘となったものであった。また、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において不適切な事項が見受けられた。今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度統括部署への確認を行った上、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p> <p>(ア) 契約書で、法改正前の独占禁止法の条項が引用されている。</p> <p>(イ) 契約で、刑法第96条の6が第96条の3と記載されている。</p> <p>(ウ) 施行伺いが行われていない。</p> <p>(エ) 契約書の契約保証金に関する事項の記載が見当たらない。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1)</p> <p>ア ご指摘を受けた契約事務以外でも令和元年度の契約事務20件について再度点検、見直しを行い、修正しました。</p> <p>また、チェック確認表を作成し、決裁時においては、添付して回議することを課員に周知しました。</p> <p>(ア) 法改正後の条項に修正しました。</p> <p>(イ) 刑法第96条の6に修正しました。</p> <p>(ウ) 施行伺いかなかった契約について、作成しました。</p> <p>(エ) 令和2年度契約より契約保証金免除と根拠規定を記載するよう契約書を修正しました。</p>

<p>(オ) 履行遅延違約金の規定が瀬戸市契約規則の規定と異なっている。</p> <p>(カ) 瀬戸市入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領により、契約結果調書の公表対象案件であるが、公表されていない。</p> <p>(キ) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約であるにもかかわらず、随意契約事前公表調書及び随意契約事後公表調書が公表されていない。</p>	<p>(オ) 瀬戸市契約規則第32条の内容に修正しました。</p> <p>(カ) 公表対象の契約について契約公表調書を提出しました。</p> <p>(キ) 随意契約事前、事後公表調書を提出しました。</p>
---	---

改善事項の措置通知（消防本部：消防課）

監査期間 令和2年1月6日から
令和2年2月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務</p> <p>ア 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 27 か所）</p> <p>イ 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 10 か所）</p> <p>ともに契約書に暴力団排除の条項がない。</p> <p>このことについては、平成30年度に契約担当部署が文書において是正指導を行ったところであるが、同様の誤りがなにか他の契約書の内容を確認し、適切な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 契約事務に係る暴力団排除の条項が記載されていない契約書を確認したところ、以下の契約書が該当したため、暴力団排除の条項を追加する変更契約を締結しました。</p> <p>ア 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 27 か所）</p> <p>イ 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 10 か所）</p> <p>ウ 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 10 か所）</p> <p>エ 賃貸借契約書（市内公共施設 AED 賃貸借契約 5 か所）</p>

改善事項の措置通知（都市整備部：都市計画課）

監査期間 令和2年2月 3日から
令和2年3月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項</p> <p>(1) 補助金等交付事務</p> <p>ア 土地区画整理事業補助金 瀬戸市土地区画整理事業助成条例に基づく処分は、行政処分の取り扱いがなされているが、瀬戸市行政手続き条例に定められた事務手続きの一部が行われていなかった。</p> <p>今回監査対象とした当該補助金のみでなく、他の業務についても関係法規を再度確認するとともに行政救済制度総括部署に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい</p> <p>(2) 契約事務</p> <p>ア 契約事務については、昨年度から契約制度総括部署から通知等により注意喚起がなされてきたものであるが、一部の契約事務において次のとおり不適切な事項が見受けられた。</p> <p>今回抽出した契約事務以外についても、再度、関係例規及び契約制度総括部署への確認を行った上、適正</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1)ア 瀬戸市土地区画整理事業助成条例に関する事務手続きについて、瀬戸市行政手続条例第33条2項に基づく処分個票を作成し行政課へ提出、公開を行いました。</p> <p>また、他の関係法規について確認し、瀬戸市空家等の適正管理に関する条例に基づく処分個票を作成しました。</p> <p>(2)ア</p> <p>(ア) 都市計画課において発注する業務委託等について、契約書及び約款を再度見直しました。次年度の契約に反映します。</p> <p>(イ) 「北山町特定空家解体工事」の工事下請届を修正しました。</p> <p>(ウ) 都市計画課において発注する業務委託等について、契約書及び約款を再度見直しました。</p>

<p>な事務を執り行うよう改善された い。</p> <p>(ア) 契約書に暴力団排除等に係る条 項がない。</p> <p>(イ) 工事下請届に記載された請負金 額が誤っている。</p> <p>(ウ) 契約約款の一部条項に、内容が 誤っている記載がある。</p> <p>(エ) 見積徴収通知に、「見積の無効に 関する事項」及び法令順守等を明 記した「見積に関する注意事項」 の記載がない。</p>	<p>次年度の契約に反映します。</p> <p>(エ) 都市計画課において発注する 業務委託等について、記載漏れが ないか再度確認しました。 次年度見積徴収時に反映します。</p>
---	--

改善事項の措置通知

(健康福祉部：保育課（幡山東保育園、幡山南保育園、原山保育園、八幡保育園）)

監査期間 令和2年2月3日から
令和2年3月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 改善事項 (1) 経理事務 ア 督促状(給食費)及び催告状(給食費) 令和元年10月からの保育無償化に伴い、3歳から5歳児については、「保育料(副食費を保育料の一部として徴収)」の徴収(=公債権)から「給食費(主食費+副食費)」の徴収(=私債権)となった。 しかし、督促状及び催告状は、従前の様式のまま保育課が出力し、各園の園長が子どもの送迎時に直接保護者に手渡している。 その様式は、種目が「保育料」と記載されており、督促状には私債権は対象とならない、行政不服審査法に基づく「不服がある場合には審査請求をすることができる」旨の教示文が記載されている。 行政課、財政課及び情報政策課等に確認を行い、適正な事務を執り行うよう改善されたい。</p>	<p>1 改善事項 (1) ア 給食費の督促状、催告状の出力については、システム改修を行う必要があるため、電算会社と打合せを行い、調整を始めております。ただし、改修には時間と費用がかかるため、改修が終了するまでの間は、エクセル等を用い、手作業で対応するよう課内で検討しました。</p>

検討事項の措置通知（市長直轄組織 まちづくり協働課）

監査期間 令和2年2月 3日から
令和2年3月25日まで

第5 監査結果

指 摘 事 項	措 置 通 知
<p>1 検討事項</p> <p>(1) 所管課 まちづくり協働課 瀬戸市自治連合会補助金等にかかる出納その他事務 市の補助金は、その利用にあたっては、市民に対し説明責任が果たせるよう、要綱で補助金の対象経費を明確にすることが望ましい。</p> <p>また、瀬戸市自治連合会ほどの財政規模、構成団体の規模からすれば、会計規則、決裁規則、内規等が整備されている場合が多く、支出額の名目、根拠を明確にしている。このことから、団体に対し規程類の整備を要請し、補助金の利用に関し、より公平性、透明性を確保できるよう検討されたい。</p>	<p>1 改善事項</p> <p>(1) 瀬戸市自治連合会における団体事務に関し、規程類等の整備について自治連合会幹部等の理解を得ながら整備を要請していくことといたしました。</p>